

公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年3月5日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 片岡 健一郎

令和7年度 定期監査報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査
- 2 監査の対象 秘書人事課、税務課、行政課、企画財政課、消防本部、生涯学習課、学校教育課、商工農政課、都市整備課、維持管理課、上下水道課
- 3 監査の実施日 令和7年10月28日（火）秘書人事課、行政課
令和7年10月30日（木）企画財政課、税務課
令和7年11月27日（木）消防本部、生涯学習課
学校教育課
令和8年2月4日（水）商工農政課、都市整備課
維持管理課、上下水道課
- 4 監査の実施場所 監査委員事務局室、消防本部
- 5 監査の着眼点等
予算の執行が適正かつ効率的になされているか、地方自治法等関係法令に従って処理されているか等を着眼点とした。
なお、この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。
- 6 監査の実施内容
関係帳簿、証書類及び各課から提出された資料と照合し、併せて関係職員の説明を求めた。
- 7 監査の結果
令和7年度（秘書人事課、税務課、行政課、企画財政課は8月31日まで、消防本部、生涯学習課、学校教育課は9月30日まで、商工農政課、都市整備課、維持管理課、上下水道課は11月30日まで）における財務に関する事務等の執行について関係書類に基づき監査した結果、適正に執行されているものと認められた。
ただし、一部に改善を要する事項等があったので、以下の項目について留意してほしい。

(1) 改善指摘事項

特になし

(2) 注意事項

①生涯学習課

監査日時点で、委託した事業は終了しているが、実績報告書が出ていない事業がいくつか見られた。事業終了後は、確実に履行されたかどうかを検証する必要があるとともに、精算漏れを防ぐという観点からも速やかな提出を求めている。

②商工農政課

友好交流事業に関する徴収金を2週間程度にわたって指定された口座に入金せず保管していた。徴収金の保管に当たっては、安全に配慮するよう努めていたが、長期間入金せずに保管することはリスクが生じる可能性が高まる。

このことについて、市からは「今後は可能な限り早いタイミングでの入金に努めます。」と回答があった。

現金の保管のリスクを考慮し、回答のとおり早期に入金するようにしていただきたい。

(3) 検討・要望事項

①全課共通

ア ファイル管理簿を確認したが、文書件数が0になっているファイル分類がいくつか見受けられた。ファイル分類が多くなることで、目的の書類を探しにくくなっていると思うので、不要なファイル分類を削除するなど整理に努めてほしい。

イ 負担金について、近隣市町等の状況も調査しながら、妥当性や必要性について、検討してほしい。

②商工農政課

ふるさと納税による歳入は、年々減少しており、市民が他の自治体へふるさと納税を行う金額の方が大きくなっている。担当課においても、様々な方策を行っていることと思うが、少しでもふるさと納税額が増えるよう引き続き努めてほしい。

③都市整備課

岩倉市空き家除却補助金は、空き家の除却を促進し、土地の利活用を図るこ

とを目的とした補助金であるが、定期監査の中で、除却した後の土地の状況については、アンケートは行っているがその後の把握は行っていないとのことであった。土地の利活用を図るという目的達成のために、例えば新しく家を建てる、売買を行うなどを目的とした除却については、補助率を上げるなど他の自治体の事例を参考としながら、より地域の活性化につながる補助金のあり方を検討してほしい。

④消防本部

消防団員の退職金について、退団する団員が分かるのが年度末であり、不足することが無いように、多めに予算措置をしているとのことであった。退団の連絡を早めにしてもらうように周知をしているとのことではあったが、他の消防組織の状況も調べながら、極力執行残が出ないようなやり方を検討してほしい。